

2023 年度自己点検・評価及び 2024 年度内部質保証活動について

広島女学院大学

自己点検・評価委員会

内部質保証委員会

1. 自己点検・評価の実施

自己点検・評価委員会は、評価小委員会および関係部署（学部・研究科・委員会・部局）の協力を得て、2023 年度の大学全体の活動に関する点検・評価を実施した。第 3 次中期計画の策定に伴い、今年度から評価項目の評価結果を明確化するために、点検・評価報告表の様式を見直した。また、2022 年度の教職課程の自己点検・評価の義務化を受け、本学の教職課程についても全学的な視点から定期的に点検評価ができるよう、「2023 年度自己点検・評価」に教職課程に関する項目を追加した。

この結果は「自己点検・評価に関する報告書」として内部質保証委員会に報告した。

2. 内部質保証委員会による検討、改善計画の策定

内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会の報告書に加え、「2023 年度卒業生アンケート」の結果等を踏まえ、2024 年度の大学全体の改善計画を策定した。

2022 年度以降に内部質保証委員会が調整役となり 3 ポリシーの適切性について検証を行ってきた。2024 年度は IR 委員会による分析結果をもとに、アドミッション・ポリシーの適切性について検証を行い、アセスメント・ポリシーは適切であるという結論に至った。これにより、本学の 3 ポリシーについては、課題はありつつも、適切であることが確認できた。

また、2025 年度の第 4 期大学認証評価に向けて、2024 年度は自己点検評価委員会が点検・評価報告書を執筆し、内部質保証委員会にて全学的な視点で報告書の取りまとめを行った。

以上

2024 年度内部質保証委員会活動報告書

内部質保証委員会

内部質保証委員会（以下、「委員会」という）の 2024 年度の活動を、以下の通り報告する。

1. 委員会の開催及び協議事項等

○第 1 回委員会（6 月 21 日）

〔協議事項〕

- 1) 2023 年度卒業生アンケート及び 2024 年度自己点検・評価報告書に基づく改善計画について
- 2) 教職課程自己点検評価について
- 3) 「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」の改正について

〔報告事項〕

- 1) 議題提出フォームについて
- 2) 2025 年度大学認証評価について

○第 2 回委員会（10 月 1 日）

〔協議事項〕

- 1) AP に基づく入試選抜の問題点について
- 2) 2023 年度卒業生アンケートおよび 2024 年度卒業生アンケート実施について
- 3) 「広島女学院大学内部質保証委員会規程」の改正について

〔報告事項〕

- 1) 成績評価の適正化について
- 2) 「2024 年度改善課題一覧」の進捗状況について
- 3) 点検・評価報告書の進捗について

○第 3 回委員会（2 月 26 日）

〔協議事項〕

- 1) 「点検・評価報告書」について
- 2) 2024 年度取り組みの総括および次年度の取り組みの方向性について
- 3) 「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針」改正について
- 4) アドミッション・ポリシーの適切性について（継続）
- 5) 学習成果の把握・評価について
- 6) 卒業生アンケートの活用について

〔報告事項〕

- 1) 教学マネジメントに関する取組みについて

2. 検証内容及び改善状況

1) 2023 年度自己点検・評価に基づく改善

2023 年度自己点検・評価に基づき、2024 年度の改善計画を立てた。以下に主な事項の計画概要を記す。

- ・基準 4「教育課程・学修成果」：単位の実質化に向けて、専任教員・非常勤講師に対し、適切な成績評価の意義を改めて周知し、GP 分布の参考値を示しながら成績評価の適正化に向けた改善を進める。中等教職課程ではカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを整備する。大学院ではカリキュラム・マップを整備し、2025 年度の『大学院要覧』に掲載する計画とした。
- ・基準 5「学生の受け入れ」：IR 委員会の分析結果に基づき、アドミッション・ポリシーの検証及び入試制度の検討を行う。また、学生募集については昨年度に引き続き、広報活動の強化に取り組む。

2) 2023 年度卒業時アンケートに基づく改善

IR 委員会の「2023 年度卒業時アンケート結果」報告をもとに、学生からの改善要望を確認し、改善計画に組み入れた。施設整備と職員の窓口対応に関しては、昨年度同様に、各部署で改善要望を確認し、継続的な改善に向けた取り組みを進めることになった。また、改善要望はカリキュラムの内容、授業運営、広報メッセージに対する意見等、多岐にわたるため、各学科でも内容を確認するよう要請した。

3. 今後の課題

1) 教育課程・学修成果について

単位の実質化の取り組みについては、成績評価の適正化について課題が残っているため、今後も成績評価をモニタリングし、その結果をふまえて、成績評価の目安の提示や、教員の成績評価の適正化に対する理解を促す機会を設けるなどに取り組んでいく。

学修成果については、扱う情報が多岐にわたるため、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベルの点検・評価及び改善に、効果的に取り組めるよう、内部質保証委員会、IR 委員会、学務委員会が連携して、教育改善の目的と指標の関係を整理する予定である。

2) 学生の受け入れについて

これまで、定員充足を大学全体の喫緊の課題として位置づけ、①短大・専門学校との連携や多様な学生の受け入れを目的とした入試制度改革、②大学認知度の向上、大学の魅力発信、来学者数・志願者数の増加を目的とした広報活動、③学生支援及び教育改革等に取り組んできた。また、2024 年度大学評議会にて、適切な定員管理に向けた取り組みを行った。今後は、高等学校だけでなく短期大学・専門学校との協定拡充や、中期計画に掲げる「国際化の推進」と照らし合わせ留学生受け入れのための入試制度の整備を行い、編入生、留学生の確保にも取り組む予定である。

以上

基準 1 理念・目的 <学長、副学長>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	大学、大学院ともに学則の第 1 条に理念を掲げている(①、②)。また、キリスト教主義をベースに学部・学科、研究科ごとに人材養成に関する目的と教育研究上の目的を定めているため、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関性をもって適切に設定している。	A
② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	人材育成その他の教育研究上の目的については、「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」において、大学、学部、学科、研究科ごとに適切に明示している(③、④)。また、学生に対して理念・目的を学則や『Curriculum Book』に掲載する他、教職員へも学内ポータルサイトに掲載されている規程集で大学の理念・目的や教育の方向性を共有している。加えて、HP等を通して社会へも公表しているため適切といえる(⑤～⑧)。	A
③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	大学の理念・目的を実現するため2022年度に第3 次中期計画（2023 年度～2027 年度）を策定し（⑨）、2023年度から中期計画に基づく事業に取り組んだ（⑩）。	A

基準 2 内部質保証 <管理運営・内部質保証評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において内部質保証に関する方針を定めている。内部質保証の組織及び手続きについては内部質保証委員会規程で明示している（①）。	A
② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	内部質保証委員会を中心とした内部質保証の体制を整備している（②）。	A
③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	2023年度は、自己点検・評価報告書およびIR 委員会による卒業生アンケート分析結果をもとに、2023年度改善課題を抽出した。また、学生の学修状況の分析結果をもとにCP の適切性について検証しており、内部質保証システムは機能しているといえる。詳細は資料③の通りである。 学部・研究科における点検・評価を実施しているものの、学生や外部による評価の導入には至らず、点検・評価における客観性、妥当性を十分に確保しているとは言い難い。	B
④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を公表している（④）。	A
⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	内部質保証システムのPDCAサイクルは内部質保証委員会規程に明記し、運用しているが、大学評議会において内部質保証システムの適切性、有効性の定期的な点検・評価を実施する必要がある。	B

基準 3 教育研究組織 <管理運営・内部質保証評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	大学の理念・目的および社会的要請に基づき学部、研究科、附置研究所、センターを適切に設置している（①、②）。	A
② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	教育研究組織に係る事項については、前年度の事業報告および自己点検・評価表に基づき、内部質保証委員会にて課題を確認し、当該年度の改善に向けた取り組みを策定し、進捗管理を行っている（③）。	A
<独自の評価項目> ①教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組みを行っているか。	「卒業認定・学位受容の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教職課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は、本学の『Curriculum Book』、『大学要覧』、大学ホームページで公開・周知している（④～⑦）。「育成を目指す教師像」等については、大学ホームページ内の「教職課程の情報公開」、各種ガイダンス等において公開・周知しているが、学生が十分に認識しているとは言い難く、授業等での継続的な周知が課題である（⑧）。また、中等教職課程においては、構成学科・研究科の所属教員すべてが「育成を目指す教師像」の実現に向けた教職課程の目的・目標の共有ができていたとは言い難い。そこで2023年度は、全教職員を対象とした教職FD研修会を初めて実施し、「2022年度教職課程自己点検評価報告書」に基づく中等および初等教職課程の現状と課題、目指すべき方向性について意見交換した（⑨）。今後も継続して教職員の共通理解と協働的な取り組みを行うことが必要である。大学院においては、専修免許課程科目の教職課程科目としての位置づけが明示されていないため、大学要覧等への明文化が必要である。 教職課程の運営組織は、教職課程ごとに初等教職課程委員会と中等教職課程委員会を設置し、それを統括する全学的な組織として、総合学生支援センター長を委員長とする教職課程運営委員会を設置している（⑩）。各教職課程委員会は、課程主任を委員長とし、教職課程を置く学科から選出された教員および教職担当教務課員で構成されている。月1回程度の定期的な委員会を開催し、学生の学習状況の情報共有・意見交換、カリキュラムの見直し、シラバスチェックなど、教職課程における教育の質の担保・向上に努めている。教職運営委員会は年1回程度実施し、年次報告や自己点検・評価、FD研修会の企画、改善事項への取り組み等、全学的な視点で検討し両課程が協働的に取り組める体制を構築しつつある。教職課程のFD研修会、自己点検・評価は、全学的な業務フローとは別に実施しているため、全学のPDCAに組み込み組織的な運営を実現することが今後の課題である。	B

基準 4 教育・学習 <教育・研究評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	学位授与方針は、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」および「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」の別表2に定め、その学習成果を明示していることから適切性が認められる（①②）。また、これらは大学の『Curriculum Book』、『大学院要覧』に記載して学生、教職員へ周知するとともに、大学ホームページにも掲載し、社会にも公表している（③～⑤）。	A
② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	教育課程の編成・実施の方針は、①②の別表3に定め、③④に記載して学生、教職員へ周知するとともに、大学ホームページにも掲載し社会に公表している（⑥）。また、各授業のシラバスに学位授与方針との関連、教育課程内の位置づけ、授業形態を明示・公開していることから適切性が認められる（⑦）。	A
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	各学科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき作成されており、学務委員会で定期的にカリキュラムおよびカリキュラムマップを見直し、順次性および体系性、授業科目の位置づけ、教育内容等を確認している（⑧）。授業期間は、授業回数確保のため適切に設定している（⑨）。初年次教育は「初年次セミナー」を中心に、「日本語表現技法」、「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」、「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「キリスト教学入門Ⅰ・Ⅱ」を必修科目に置き、大学の学修を円滑に進められるよう配慮している。学部教育課程は、基礎科目群（14単位）、ライフキャリア科目群（18単位）、専門科目・関連科目Ⅰ（92単位）の合計124単位で構成されている。また教育課程の編成は、内部質保証委員会で定期的に点検している（⑩）。学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育については、従来の授業科目である「キャリアプランニング」、「女性とライフキャリア」を見直し、大学4年間を通じて社会人基礎力の向上やキャリア教育を行う「ライフキャリアデザインⅠ～Ⅶ」を2024年度入学生から新設するための検討・準備を行った（⑪）。以上のことから、教育課程編成のための措置は適切であると認められる。大学院では、1年次にコースワーク、2年次にリサーチワークを中心とした教育課程を編成している。教育内容の整理、カリキュラムマップによる可視化が不十分であるため、今後見直しが必要である（④）。	B
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	全ての学部・学科において履修登録単位数の上限をGPAに基づき設定している（⑫）。人文学部および人間生活学部生活デザイン学科は上限49単位であるが、児童教育学科と管理栄養学科は54単位を上限としていたため見直しを検討した。その結果、2024年度入学生から児童教育学科は上限49単位に、管理栄養学科は上限52単位へ引き下げるようになった（⑬）。各科目でシラバスを作成し、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、成績評価方法等を示している（⑭）。授業内容、方法を変更する場合は、シラバス改訂を学生へ周知することになっているが、実施状況は把握できていない。また学生の主体的参加を促すアクティブラーニングを推進しているが、実施率の把握が不十分である。2023年度はアクティブラーニングの研修を実施できていないため、FD委員会と連携し年1回以上の研修実施を検討する。授業の履修指導は各学期のオリエンテーションでチューターが行う。学生ポートフォリオを用いた面談の実施を推奨しているが、未入学生や活用状況に課題があるため継続的な見直しが必要である。授業ではICTツールやオープン教育リソース、実務家教員等の活用を推進し、効果的な学習指導に努めている。ICT技術は日進月歩であるため定期的な研修が必要である。授業の予習・復習の内容・時間数、フィードバックについては、シラバスに明示し授業評価アンケートで実施状況を評価している（⑮⑯）。管理栄養学科および児童教育学科の1授業あたりの学生数は、40名以下を基本としているが、これを超過する場合は映写設備等の活用により教育効果を確保し実施している。大学院の研究指導計画においては、研究指導内容、方法、年間スケジュールを明示して指導している（⑰）。大学・大学院の教育実施にあたっては、内部質保証委員会で定期的に点検し、改善を図っている。	B
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	留学・編転入等における既修得単位の認定は、学務委員会で審議・決定している。成績評価の適切性は、毎年学科・学年別および教員別のGP分布で評価し、是正を図ってきたがGP3以上の割合が高い学科もあり十分な改善には至っていない（⑱）。2023年度後期は基礎科目群およびライフキャリア科目群の必修科目で、平均点を70点台に収まるよう成績評価を行うルールを運用した（⑲）。GP4の割合がやや正され、GPAは0.03ポイント減少したが大きな変化ではなかった（⑳）。この取り組みは一部の科目群で試験的に導入したものであるため、対象科目を拡大し成績評価の適正化を図ることが今後の課題である。大学院では、学位論文審査基準、研究指導方法等を『大学院要覧』および大学HPに明示・公表している（㉑㉒）。複数の教員による修士論文（修士設計含む）審査と公開による口頭試問を実施し、学位審査および修了認定の客観性および厳格性の確保に努めている。	B

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	大学の学位授与方針に明示した学習成果の指標はアセスメントポリシーの中で設定している（⑱）。具体的には、ルーブリックによる授業到達度の評価、GPS-Academic（進研アド）、「伝える力」のアンケート、卒業時アンケート、卒業時の学位授与数、資格取得状況、就職状況（就職先、就職率、大学院進学率）等で毎年評価している。 大学院においては、両研究科とも「ディプロマ・ポリシー チェックシート」を作成し、2023年度から実施・評価している他（㉔）、ルーブリックによる授業到達度の評価を行っている。 学習成果の把握及び評価の取り組みは、内部質保証委員会で毎年見直しを行っている。	A
⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	教育課程及びその内容、方法の適切性について、大学全体としては年度ごとの点検・評価を行い内部質保証委員会で結果および改善計画を審議し、実行している（⑩）。実務レベルでは、毎月開催される学務委員会で内容ごとのPDCAを繰り返し、改善を図っている（㉕）。 学習成果の測定結果は、教職員に公開され、教育方法の見直しと改善への取り組みに活用している。	A
<独自の評価項目> ⑧ 適切な教職課程のカリキュラムが設定されているか。	教職課程カリキュラムの編成は、文部科学省の「教職課程認定基準」に基づき、広島版「学びの変革」アクション・プラン等を踏まえたコアカリキュラムを編成している（㉖）。 中等教職課程では、教職課程独自のカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが整備できていないため、今後の課題である。 学校現場でのICTツール活用能力の育成のため、課程認定基準に定められた科目以外にも、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定科目を置き、教職課程の学生にも履修を促している。アクティブラーニングやICTツールを活用した授業を展開できる教室整備も行った。今後は、学生が教師側としてICTツールを活用する機会を増やすことが課題である。 実践的指導力の育成においては、模擬授業やロールプレイングなどの演習や地域・学校・施設等と連携した体験活動を含む授業を多く設けており、担当教員による事前事後指導で振り返りと改善を繰り返しながら、実践力の向上を図っている。	B

基準 5 学生の受け入れ <アドミッション評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	ディプロマ・ポリシー(DP)に基づくアドミッション・ポリシー(AP)は、最初に大学全体の方針を提示した後、さらに各学部・学科、研究科の単位で詳細に設定しており、APは大学HPおよび入学ガイドにおいて公表している(①②)。 受験者の入学前の学習歴、学力水準、能力等の確認については、入試において出願書類(高校時代の授業成績、活動内容、志望理由書等)を提出させ、大学のアドミッションポリシーに適合しているか判断している(③)。さらに、外部資格・検定試験の成績を利用する選抜方法を導入することで、高校での学びや努力の成果をより評価できるようにしている(②)。 入学希望者に求める水準等の判定は、受験生には入試ガイドで各入試におけるAPと学力の3要素の関係を「入学者選抜方法ごとの学力の3要素の評価比重」として公開するとともに、評価の配点も併せて公開しており、適切に運用できている(②)。なお、選考方法および配点は本学の入試選考要領に従い評価している(③)。	A
② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	【学部】 ・2022年度に引き続き、2023年度入試では、APに基づき、総合型選抜としてオープンセミナー入試と自己アピール入試、学校推薦型選抜として指定校制推薦入試と公募制推薦入試、一般選抜として一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試および特別入試を設定し、適切に運用した(④⑤)。 ・授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、授業料は大学案内、入試ガイドで公表し、また家庭の経済的理由により就学が困難な受験生には利用できる奨学金の制度と奨学金の種類と内容を大学案内、入試ガイドで説明・公開している(④⑤)。さらに、広島女学院大学のスカラシップ制度(授業料減免制度)のある入試についても大学案内、入試ガイドで説明・公開している(④)。 ・入学者選抜実施のための体制は、これまでに引き続き、入試委員会を「広島女学院大学入試委員会規程」に基づき組織し、入試者選抜に関わる意思決定を行っている。また、入試の実施については、入試実行委員会の主導のもと運営し、全学の教職員で実施している(⑥)。 ・公正な入学者選抜の実施においては、2023年度はオンライン対応の受験者はいなかった。入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜については、入学希望者からの要請があれば、原則としてすべての希望者に対して、試験への合理的配慮を実施することとしている。実際の2023年度入試では、本人の意志とは無関係に発語ができなくなる受験生への特別措置の申請があり、入試では個別面談の順番を最後とし、面接時間を延長して口頭試問を実施して配慮した(⑥)。 【研究科】 ・大学院においては、社会人や外国人留学生などへの受験機会増加を図るため、言語文化研究科および人間生活学研究科で2024年度からの秋入学制度の導入と海外在住外国人特別入試の新設を検討し、実施に向けた学則変更や募集要項作成等を行った(⑦⑧)。	A
③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	【学部】 ・2023年度の入学者数(5月1日現在の資料)は1学年入学定員330名に対して168名(充足率 0.50)であり、入学定員充足率0.5未満の学科は国際英語学科、児童教育学科であった(⑩)。なお、全学科の収容定員充足率も昨年までは0.5以上を維持しているものの、きわめて低い現状である。現在の1～4年生の大学全体の学生数は943名(内留年者数18名)であり、収容定員充足率は0.71であった(⑩⑪)。 ・2023年度は広報の充実を図るために、イブニングオープンキャンパスの回数を増加させ、2022年度の来場者数66名が2023年度は来場者数101名に増加させたが、前年度よりも全体の入学数を増加させることができなかった。 ・充足率が低下している学科の対策として、2025年度入試から行う新教育カリキュラムの導入、大学全体の対策として、新たなプログラムのライフキャリアデザイン、学科横断プログラム、アクティブプログラムの導入について積極的な情報発信を行う必要がある。また、探究学習を関連づけた高大連携の推進を模索している。 【研究科】 ・言語文化研究科の2023年度入学者数は、募集定員12名(日本言語文化専攻6名・英米言語文化専攻6名)のところ、0名であった。2年生を含めた在籍者数は、計2名であった。収容定員充足率は8.3%と低い状況であり、募集定員の見直しも視野に入れつつ、いっそう広報活動の強化をはかる必要がある(⑫)。 ・人間生活学研究科の2023年度入学者数は、募集定員12名(生活文化学専攻6名・生活科学専攻6名)のところ1名だった。2年生を含めた在籍者数は、計3名であった。収容定員充足率12.5%と低い状況が続いており、定員の見直しと広報活動の強化が課題である(⑬)。	C

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	【学部】 ・ 入学者数の決定後の入試委員会において、「選抜方法ごとの志願者数」「合格者数」「入学手続き率」等の入試結果データに加えて、「オープンキャンパスへの参加者数」、「同アンケート結果」等も参照しながら、募集人員の適正配分、試験科目の見直し、新たな選抜方法の導入を検討している。 ・ 昨年度に続き、本学への接触者、広報イベントの来場者およびWEBページのアクセス数等の情報の評価、イベントや広報媒体の質的検証を行い、広報活動の修正、高校生のニーズに合わせた情報発信を行っているが、現在、まだ入学者数増加に転じる効果はみられていない⁽¹⁴⁾。 ・ 大学全体としての新たな取り組みとしては、本学の「ぶれない個」と「伝える力」に重点を置いた、社会及び世界の中で貢献できる人物を育てることを目指した新たなプログラムとして、ライフキャリアデザイン(ぶれない個の育成)、アクティブプログラム(伝える力の育成)、学科横断プログラム(好きを自信に、そして強みに)を新たに導入することを検討している⁽¹⁴⁾。	C

基準 6 教員・教員組織 <全学人事委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、大学として求める教員像および教員組織の編成方針を定め、大学HP で公表している。	A
② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	教員数に不足のあった国際英語学科については2023年度中に補充に務め、2024年度より不足が解消された。 教員組織の編制に関する方針に基づき各学位課程の目的に即して、教員採用・昇格を行っている。 教員の男女比は23：29 であり、バランスが取れている。 年齢構成は30 歳代9.6%、40 歳代34.6%、50 歳代40.4%、60 歳代15.4%となっており、40代～50代に年齢が偏っているため、今後の採用人事においては年齢バランスも考慮する。 「教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携」は学則等で確認ができないため、今後対応が必要である。 2023年度より共通教育部門所属の教員は学科教員所属となったため、共通教育については学務委員会内に小委員会を設け、運営を行っている。	B
③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	教員の募集・採用・昇任は、「広島女学院大学教育職員任用規程」に定めた職位ごとの資格基準及び手続に沿って行っている。 昇任については、全学人事委員会にて対象者を確認した後、学部長委嘱による昇任選考委員会にて対象者の教育研究業績を審査し、学長に昇任候補者案を提案した後、全学人事委員会で審議し、学長が昇任候補者案を決定している。	A
④ ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	「広島女学院大学FD 委員会規程」に則り、FD 委員会がFD 研修会等を通して、教員の資質向上に努めている。 2023 年度は、新任研修1 回、FD 研修6回（内、FD・SD 研修2 回）、大学院FD 研修1 回を実施した。 2023年度から、専任教員については多様な教育活動を内省し、学生や他の教員がその様子を確認できるようティーチング・ポートフォリオを導入した。今後ティーチング・ポートフォリオの活用についてはさらなる検討が必要である。	A
⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	「広島女学院大学全学人事委員会規程」に基づき、全学人事委員会にて募集・採用・昇任等の点検・評価を行っている。	B

基準 7 学生支援 < 学生支援評価小委員会 >

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	「広島女学院大学の諸活動に関する方針」の中で、大学の理念・目的、入学生の傾向等を踏まえた学生支援に関する方針を具体的に明示している (①)。	A
② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	・総合学生支援センターの下に、教務課、学生課等の学生を支援する部署が設置されており、包括的な学生支援が行える体制を整備している (②)。アカデミック・サポート・センター (以下ASC) では、ラーニング・アドバイザー (LA) による多様な学生に対する学習相談、語学や情報スキル、社会人マナー等の正課外教育を実施している。2023年度は前年度の33.8%増の参加者数であり、利用者が増加している (③)。学生の状況や学習支援の内容が多様化しているため、ASC、障がい学生高等教育支援室、健康管理センター、カウンセリングルーム、キャリア支援センター、教職員の相互連携の必要性が高まっている。学生の個人情報に配慮しつつ、適切な修学支援ができる体制の見直しが今後の課題である。 ・基礎科目群においては、教員による再履修者への補講を行っている。これまで再履修前学期に補習を実施し再履修時の単位取得を支援していたが、受講率が8.6%と低迷したため、2024年度からは再履修時に補習を行う方法に変更した (④⑤)。改善効果は、2024年度に評価する。 ・障がいのある学生には、障がい学生高等教育支援室が修学支援を行っており、合理的配慮の提供や学内バリアフリーに関する検討を継続して行っている (⑥)。 ・退学希望者および退学の可能性が高い学生の把握は、新入生では入学前プログラムの取り組み状況や入学経緯に関するアンケート、GPS-Academicの退学意向に関する情報、在学生ではGPA、取得単位数、本人からの申し出等から行い、学務委員会を通じてチューターに退学ハイリスク者への面談を実施するよう依頼し状況把握と対応を行っている (⑦)。学生生活については、1年次に総合学生支援センター職員による全員面談を実施し学生の状況を把握するほか、各種奨学金の案内や説明会の実施、ハラスメント相談等に対応している。健康管理センターおよびカウンセリングルームでは心身の健康支援を行い、学生課、障がい学生高等教育支援室との定期的なカンファレンスで情報共有を図っている。 ・留学生に対しては、学生チューターが留学生1人に対して2名付き、学修および学生生活の支援を行っている (⑧)。また、ピアサポーターとして新入生の支援を行う「学生サポーター」や障がい学生のための「PCノートテイク」制度を設けている。2023年度の学生サポーターは、11名が活動した。PCノートテイクは2名であったが、情報保障を必要とする障害学生が数名であったため支援はなかった。今後、情報保障の技能の継承という点から、障害学生数にかかわらず、PCノートテイクを継続して養成することが課題となる。 ・キャリア教育およびキャリア支援については、従来から積極的に取り組んできたが、より入学生の変化に適合した体制とするため、2024年度入学生から「ライフキャリアデザインⅠ～Ⅶ」という授業を新設し、キャリア教育とキャリア支援を融合した教育・支援体制を整備した (⑨)。 ・コロナ禍以降、部活動など正課外活動へ参加する学生の減少が課題であったため、教職員が学生の主体的な活動を支援しながら学内イベントを共に盛り上げた。クラブやサークル活動の紹介やボランティア活動の募集は毎年積極的に行っているが、水曜日Ⅶ・Ⅷ時限に置いている課外活動の時間の周知が不十分であったため、2024年度から改めて「Extra Curriculam Hour (E.C.アワー)」として明示し学生に周知することとした (⑩)。また、学生の主体的な活動を促す新たな取組として、2024年度から全学学生を対象とした「アクティブプログラムⅠ～Ⅲ」を新設するため、「伝える活動」「創作活動」「学修活動」「支援活動」のいずれかに該当する活動に取り組むとポイントが得られ、規定のポイント数を集めると単位が認定される仕組みを検討した (⑨)。	A
③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	学生支援の適切性については、大学全体としては年度ごとの点検・評価を自己点検・評価委員会が行い、内部質保証委員会で評価結果を確認し、改善計画を策定している (⑪)。その計画に基づき、実務レベルでは、学務委員会、キャリア支援委員会、および各担当部署での協議によりPDCAを繰り返し、改善を図っている。	A
< 独自の評価項目 > ④ 教職課程において、学生の確保・育成・キャリア支援体制が構築されているか。	初等教育課程を置く児童教育学科では、「入学受入の方針 (アドミッションポリシー)」を明示し学生の募集活動を行っているが、中等教職課程では学科のアドミッションポリシーに留まっており、教職課程としてのアドミッションポリシーの策定が今後の課題である (⑫)。また、教職を担うべき学生の育成に向けて、教職カルテを活用した学生による自己評価 (⑬)、厳格な教育実習要件の設定 (⑭)、教員による個人面談と資質能力・適正の確認などを行っている。 教職のキャリア支援については、教員による個人面談、勉強会、教職に従事する卒業生との交流会等で行っている。2023年度は、教職課程、教務課、キャリアセンターの連携により、教職のキャリア支援に関する情報をポータルサイト等を通じて学生に提供する仕組みを導入した。今後は、情報提供方法の見直しやキャリアセンター職員による個人面談の実施、卒業生や地域人材との連携強化等、より具体的なキャリア支援に取り組むことが課題である。	B

基準 8 教育研究等環境 <教育研究等環境・財務評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	大学の諸活動に関する方針の中で「教育研究等環境の整備に関する方針」を明示している（①）。 「Curriculum Book」に掲載することで学生に開示し、またHPに掲載することで広く社会に公開している（②、③）。	A
② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	Wi-fi増強工事を実施し、学域内のネットワーク環境の整備を順次進めている。学生の情報設備への満足度は資料④の通りである。また、ネットワーク状況を監視しセキュリティ強化に努めながら、学生のニーズを考慮した改革を進め、学生生活を便利にそして快適に過ごせる環境を整備していく。	B
③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	図書資料、学術雑誌等については、本学規模に対し充実している。詳細は2023年度図書館報告に記載されている（⑤）。また、国立情報学研究所が提供するjairocloudの利用により他機関の研究成果を検索・登録・閲覧できる他、ILL（図書館相互利用）サービスにより、他大学図書館の資料の閲覧・複写・貸出が学生の端末から操作できるなど十分に機能を果たしている（⑥）。	A
④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	研究に対する基本的な考え方については学則第1章総則に明記されている（⑦）。個人研究費は十分ではないが、学術研究助成において、個人研究・共同研究・学術図書出版及び学会特別助成、学長裁量経費による支援を行うことにより研究者への多様な支援がなされている（⑧）。 研究時間の確保については業務や事務量の増加による軽度な問題があることが指摘されている（⑨）。 外部資金獲得については総合研究所より各種情報提供及び科学研究費補助に関する申請状況等が報告され推進されているが（⑩）、外部資金獲得のための学内研修の機会を充実させることが必要である。TAは学生による授業補助やマルチメディア操作の補助を行う制度が設けられている（⑪、⑫）。	B
⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	研究倫理に関して、調査・審議を行う倫理審査委員会があり、規程が設けられている（⑬）。 年2回、9月と3月に委員会が開催され、実働している（⑭）。 授業などにおける生成AIの使用に関するガイドラインを定めて学生に発信し、日本学術振興会の研究倫理教育e-learningを専任教員と関連部署の職員に義務付けている（⑮、⑯）。	A
⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	2023年度を初年度とし、2027年度を最終年度とする5年間の「第3次中期経営計画」を策定し（⑰）、スマートキャンパスに向けたキャンパス整備についてPDCAサイクルを廻している（⑱）。 研究倫理等についても新再開の審査結果を大学評議会、全学教授会に定期的に報告を行っている。	A

基準 9 社会連携・社会貢献 <社会連携・社会貢献評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	社会連携・社会貢献に関する方針を「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に「社会連携・社会貢献に関する方針」(①)として明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し(②)、また HP を通じて社会にも公開している(③)。	A
② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	2023年度は学生のキャリア育成のためにインターナショナルエアラインアカデミー(IAA)と、キャリア支援として山口県と、また社会連携として株式会社イネサス、広島県安芸太田町地域商社あきおおたと協定を締結しており、社会との連携体制の構築に向けて積極的かつ継続的に進めることができている(④)。また、教育研究活動の還元の機会である各種セミナーの開催を継続して実施している(⑤)。さらに学生による地域への取り組みの質的な向上にむけて、主体的な取り組みを推進し、2023年度は25件の活動を実施することができている(⑥)。 2023年度の課題として、授業や課外活動で実施される社会連携・社会貢献の全てを把握することができていないため、引き続き情報を収集を継続することが必要である。学外の団体のからの情報の獲得、および学内の活動の把握の手法について評価方法も含め改善していく必要がある。また地域社会からの連携の要請は年々増加しており、参加者募集および学生育成のための効率的なかつ効果的な体制づくりが推進することが必要である。	A
③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「研究支援・社会連携センター」が行い、その結果を「内部質保証委員会」で全学的な観点から点検・評価結果に基づく計画の策定を行い、改善につなげている。	A

基準10 大学運営・財務（１） ＜教育研究等環境・財務評価小委員会＞

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	「大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに「Curriculum Book」に掲載することで学生に開示し、また、ＨＰに掲載することで広く社会に公開している（①～③）。	A
② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	学長、副学長、学部長の選任及び職務については「管理者等の選任及び職務に関する規程」で、学長の権限については「学校法人広島女学院寄附行為施行細則」に規定している（④、⑤）。教学に関する意思決定は学長が行うこととし、学長室会議、大学評議会、大学将来計画委員会、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、全学人事委員会、広報委員会、入試委員会を設置し学長が議長となり大学の重要事項の意思決定を行っている（⑥）。教授会は全学教授会と学部教授会の規程を制定し、「全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」において審議事項を明確化している（⑦、⑧）。	A
③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	予算編成は各学科等から提出された事業別の予算要求を積上げ、前年度実績等と対比・検証ののち、大学予算委員会で査定を行ったうえで、法人の予算委員会で審議、調整している。予算の執行状況については、毎月開催される学内理事を構成員とする経営会議において適時、報告・検証する態勢としている。予算執行について、適正な予算管理と迅速な処理、事務効率化を図るため、電子システムを導入した。ただしその効果等の分析を行う態勢が整っておらず今後の課題である。	B
④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	大学事務局には管理部長のもと総務課、経営企画部長のもと学長室、人事・会計課、入試・広報センターに入試・広報課、宗教センターに宗教センター事務課、図書館に図書課、キャリアセンターにキャリア支援課、総合学生支援センターに教務課、学生課、研究支援・社会連携センターにセンター事務課を設置し、館、センターの長に教員を、また、各課長には事務職員を配置し連携を図っている。部長、研究支援・社会連携支援センター長を除き事務組織の総括に教員を配置し各事務部門と教員間の意思疎通を図るとともに、主要な委員会には事務職員が委員として参加することで連携を図っている。職員の人事考課については、制度的なものは整備していないが、毎年度各課長等へのヒアリングを通じ個別職員ごとに状況を把握し、昇任、人事異動等に反映させている。人事考課制度の整備・導入を進める必要がある。	B
⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	S Dについては、「広島女学院大学 S D実施方針」により毎年度計画を作成し計画的に実施することとしている（⑨）。全教職員を対象に、学内研修と学外研修会への派遣を柱に、全員研修、階層別研修、業務別研修、職場（課等）研修を行っている。	A
⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	第3次中期計画に基づく、年次事業計画は、年度中途、年度末に各教職員が担当部分の進捗状況を事業報告で確認するとともに、内部質保証委員会で確認し大学評議会に報告している（⑩、⑪）。また、事業報告は法人の評議会、理事会に報告している（⑫）。監査は監事２名、内部監査室、監査法人の三様監査体制を構築している。その結果は理事長、院長に提出され、理事会、評議会に報告される。	A

基準10 大学運営・財務（2） <教育研究等環境・財務評価小委員会>

評価項目	総合的な取り組みと特徴	評価結果
① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	2023年度を初年度とし、2027年度を最終年度とする5年間の「第3次中期経営計画」を策定し、経常収支差額の収支均衡時期や部門別の入学者等の目標値を設定した（①、②）。2023、2024年度入学者の大幅な定員割れに伴い、更なる経費削減策を策定・実施するとともに、次年度の入学者確保のための戦略を見直す必要がある。	B
② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	第3次中期経営計画に基づき、経常収支の黒字化を目指し財務改善活動を実施しているが、学生数が減少していることに加え、施設・設備投資による減価償却費の負担もあり、厳しい状況が継続している。来年度以降の入学者の増員に注力し、学納金収入の安定化と収入に見合った支出削減策を確実に実施することにより、経常収支の黒字化を達成することが必要となる。 そのため、教職員に対し、学生確保のための戦略や財政状況の説明会等を継続的に開催し、教職員が一体となって、学生確保による収入基盤の確立に取り組んでいく必要がある。	C